

# これまでの小児がん拠点病院 の指定について

# 小児がん対策の経緯

平成24年5月-6月	小児がん医療・支援のあり方に関する検討会(計3回)開催	
平成24年6月	第2期がん対策推進基本計画閣議決定 ・重点的に取り組むべき課題に「働く世代や小児へのがん対策の充実」 ・分野別施策に「小児がん」を追加	①
平成24年9月	小児がん医療・支援のあり方に関する検討会 報告書とりまとめ	② ③
平成24年11月- 平成25年1月	小児がん拠点病院の指定に関する検討会(計4回開催)	
平成25年2月	小児がん拠点病院選定(15施設)	④ ⑤
平成25年12月	小児がん拠点病院の指定に関する検討会開催 ・小児がん中央機関について      ・小児がん医療・支援に係る計画書等について	
平成26年2月	小児がん中央機関選定(2施設)	⑤
平成26年7月	小児がん拠点病院の指定に関する検討会開催 ・小児がん拠点病院等指定後の整備状況にかかるヒアリング実施	
平成26年10月	小児がん拠点病院等指定後の整備状況にかかるヒアリング結果公表	
平成27年6月	「がん対策推進基本計画中間評価報告書」のとりまとめ	
平成27年12月	「がん対策加速化プラン」策定	

# ①第2期がん対策推進基本計画の「小児がん」に関する記載概要 (平成24年6月)

## (現状)

- 小児がんの年間患者の数は2000人から2500人と少ないが、小児がんを扱う施設は約200程度と推定され、医療機関によっては少ない経験の中で医療が行われている可能性があり、小児がん患者が必ずしも適切な医療を受けられていないことが懸念されている。
  - 強力な治療による合併症に加え、晩期合併症の問題があり、診断後、長期にわたって日常生活や就学・就労に支障を来すこともあるため、患者の教育や自立と患者を支える家族に向けた長期的な支援や配慮が必要である。
  - 現状を示すデータも限られ、治療や医療機関に関する情報が少なく、心理社会的な問題への対応を含めた相談支援体制や、セカンドオピニオンの体制も不十分である。
- 等

## (取り組むべき施策)

- 小児がん拠点病院の指定。
  - 小児がん拠点病院は、地域の医療機関等との役割分担と連携を進める。また、患者が、発育時期を可能な限り慣れ親しんだ地域に留まり、他の子どもたちと同じ生活・教育環境の中で医療や支援を受けられるような環境を整備する。
  - 長期フォローアップの体制とともに、小児がん経験者の自立に向けた心理社会的な支援についても検討する。
  - 小児がんに関する情報の集約・発信、診療実績などのデータベースの構築等の機能を担う中核的な機関のあり方について検討し整備を開始する。
- 等

## (個別目標)

小児がん患者とその家族が安心して適切な医療や支援を受けられるような環境の整備を目指し、5年以内に、小児がん拠点病院を整備し、小児がんの中核的な機関の整備を開始することを目標とする。

## ② 小児がん医療・支援のあり方に関する検討会報告書の概要 (平成24年9月)

1. 小児がん医療・支援のあり方の全体像について
  - ・ 中核機関を中心として、地域ブロックごとに拠点病院を整備
  - ・ 拠点病院は小児がん診療を行う地域の病院との連携等
2. 中核機関に期待される役割について
  - ・ 小児がん医療・支援の施策に関する立案・提言
  - ・ 小児がん登録の体制の整備
  - ・ 臨床研究の支援及び情報の集約・発信
  - ・ 成人への移行を視野に入れた長期フォローアップ体制の支援
  - ・ 小児がん診療に携わる者の育成に関する国内の体制整備等
3. 拠点病院に期待される役割について
  - ・ 地域における小児がん診療の牽引役として、地域全体の小児がん診療の質の向上に資する
  - ・ 再発したがんや治癒の難しいがんへの対応
  - ・ 小児の特性を踏まえた全人的なケアの提供
  - ・ 小児がん診療を行う地域の医療機関とのネットワークの構成、ネットワーク内の医療機関の支援等
4. 拠点病院の当面必要な数について
  - ・ 当面、地域ブロックに1-3機関、全体では10機関程度が適当
5. 地域ブロックの設定について
  - ・ 地方厚生局の地域ブロックを参考に、拠点病院の地理的配置等を踏まえて設定
6. 拠点病院の要件について
7. 小児がん診療を行う地域の病院について
  - ・ 集学的治療の提供、診療実績等の掲示、拠点病院との連携等の満たすべき項目を記載
8. 小児がん医療・支援の提供体制の今後の検討課題及び展望について

### ③ 小児がん拠点病院の主要要件

(平成24年9月)

平成24年9月7日 健発0907第2号 厚生労働省健康局長通知「小児がん拠点病院等の整備に関する指針」より抜粋

診療機能	集学的治療及び緩和ケアを提供する体制を有すること。 キャンサーボードを設置し、定期的を開催すること。 外来で長期にわたり診療できる体制を整備すること。 緩和ケアチームを組織上明確に位置づけること。 地域医療機関との連携協力体制を整備すること。 セカンドオピニオンを提示する体制を有すること。
診療従事者	放射線療法に携わる専門的な知識及び技能を有する医師を1人以上配置すること。 緩和ケアチームに、身体症状の緩和に携わる専門的な知識及び技能を有する医師と精神症状の緩和に携わる専門的な知識及び技能を有する医師をそれぞれ1人以上配置すること。 放射線療法に携わる診療放射線技師を1人以上、化学療法に携わる専門の薬剤師を1名以上配置すること。
医療施設	放射線療法に関する機器を設置すること。 集中治療室を設置することが望ましい。
診療実績	領域別の小児がん診療機能、診療実績等をわかりやすく情報提供すること。 固形腫瘍年間新規症例数が10例程度以上(うち脳・脊髄腫瘍が2例程度以上)。 造血器腫瘍年間新規症例が10例程度以上。
その他	日本小児血液・がん学会認定の「日本小児血液・がん専門医研修施設」及び日本小児外科学会認定の「認定施設」であること。
情報の収集 提供体制	相談支援センターを設置し、小児がん中央機関による研修を修了した専任の相談支援に携わる者を1人以上配置すること。 院内がん登録を実施すること。小児がん中央機関による研修を修了したがん登録の実務者を1名以上配置すること。
臨床研究	臨床研究を支援する専門の部署を設置することが望ましい。 臨床試験コーディネーターを配置することが望ましい。
療育環境の 整備	保育士を配置していること。 病弱の特別支援学校等による教育支援が行われていること。 子どもの発達状態に応じた遊戯室等を設置していること。 家族等が利用できる長期滞在施設が整備されていること。

# ④ 小児がん拠点病院

(平成25年2月指定)

● 小児がん拠点病院  
全国に15箇所配置



# ⑤ 小児がん中央機関と小児がん拠点病院の整備

平成25年12月19日 第5回小児がん拠点病院の指定に関する検討会資料1より一部改変

アドバイザー・ボード

## 小児がん中央機関

### 国立成育医療研究センター

- ◎相談支援の向上に関する体制整備  
(小児用カリキュラム開発)
- 情報提供
- ◎診断支援(放射線診断、病理診断等)
- ◎小児がんの登録体制の整備
- ◎人材育成(医師、看護師、心理士等)
- ◎連絡協議会事務局

### 国立がん研究センター

- ◎情報提供
- 小児がんの登録体制の整備  
(院内がん登録実施支援)
- 人材育成(がん専門相談員  
基礎研修、院内がん登録実務者)

平成26年2月指定

## 連絡協議会

小児がん拠点病院

小児がん拠点病院

小児がん拠点病院

地域小児がん医療提供体制協議会

地域小児がん医療提供体制協議会

地域小児がん医療提供体制協議会

平成25年2月指定 6